

# 香川県報



第 10 号

平成 17 年

2月4日(金曜日)

## 目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

### 告 示

- 保安林の指定の解除予定 (みどり保全課) 一
- 生活保護法の規定による指定医療機関の所在地の変更の届出 (健康福祉総務課) 二
- 生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出 ( ) 二
- 生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定 ( ) 二
- 生活保護法の規定による指定介護機関の事業所の名称等の変更の届出 ( ) 二
- 生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出 ( ) 二
- 介護保険法の規定による事業所の名称及び所在地の変更の届出 ( ) 二
- 介護保険法の規定による事業の廃止の届出 ( ) 七
- 介護保険法の規定による指定の辞退の届出 ( ) 九
- 道路の区域変更 ( ) 一〇
- 道路の区域変更及び供用開始（五件） ( ) 一〇
- 過疎地域自立促進特別措置法の規定による基幹道路の改築工事の完了 ( ) 一二
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 ( ) 一二
- 特定計量器定期検査の実施 ( ) 一三
- 土地改良事業の適否決定 ( ) 一五
- 土地改良事業計画変更の適否決定 ( ) 一五

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 ( ) 一二
- 特定計量器定期検査の実施 ( ) 一三
- 土地改良事業の適否決定 ( ) 一五
- 土地改良事業計画変更の適否決定 ( ) 一五

## 告 示

- 土地改良事業の認可 ( ) 〃
- 土地改良区の役員の退任の届出（二件） ( ) 〃
- 高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業施行条例の規定による随意契約による保留地の処分 ( ) 〃
- 開発行為に関する工事の完了（二件） ( ) 〃
- 開発行為に関する工事（公共施設）の完了（二件） ( ) 〃

### ●香川県告示第五十九号

次のとおり保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十七年二月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 解除に係る保安林の所在場所
  - 一 三豊郡詫間町大字大浜字乙四三八の二〇、乙四三八の二一、字灘乙四三九の二八、乙四三九の二九、乙四三九の三一
  - 二 保安林として指定された目的 魚つき
  - 三 解除の理由 道路用地とするため

### ●香川県告示第六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成十七年二月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更年月日	名 称	開設者	所 在 地	
			変 更 前	変 更 後
平成二六、一一、一五	快生堂茂木調剤薬局	株式会社快生堂	観音寺市観音寺町甲五〇六番地一五	観音寺市茂木町五丁目二番三号

●香川県告示第六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年二月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成一六、一一、三〇	松村医院	坂出市林田町二二七一―五
平成一六、一一、三一	有限会社日和薬局	丸亀市津森町一七七番地三

●香川県告示第六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第二項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年二月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 年 月 日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、一一、二四	居宅介護支援事業所このみ 東かがわ市湊一〇四番地二	有限会社山口テクノ 東かがわ市湊一二九九番地一	居宅介護支援
平成一七、一、五	デイサービスみなみ 東かがわ市横内三〇四番地五	有限会社東かがわ福祉会 東かがわ市横内六二五番地一	通所介護

●香川県告示第六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の事業所の名称等の変更について次のとおり届出があった。

平成十七年二月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更年月日	事業所（施設）の名称及び所在地		事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
	変 更 前	変 更 後		
平成一六、一一、一五	快生堂茂木調剤薬局 観音寺市観音寺町甲五〇六番地一五	快生堂茂木調剤薬局 観音寺市茂木町五丁目二番三号	株式会社快生堂 観音寺市茂木町五丁目二番三号	居宅療養管理指導

●香川県告示第六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年二月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、一一、三〇	松村医院 坂出市林田町二二七一―五	松村勇 坂出市林田町二二七一―五	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導
平成一六、一一、三一	有限会社日和薬局 丸亀市津森町一七七番地三	有限会社日和薬局 丸亀市津森町一七七番地三	居宅療養管理指導

●香川県告示第六十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条及び第八十二条の規定により、指

定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の名称及び所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成十七年二月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

三七七〇一 九〇〇六五	(変更前) 綾南町指定訪問看護ステーション 綾歌郡綾南町大字陶五七七九番地 (変更後) 綾南町指定訪問看護ステーション 綾歌郡綾南町大字陶一七二〇番地一	綾南町 町長 藤井賢 綾歌郡綾南町大字滝宮二九九番地	平成十六年 四月一日	訪問看護
三七七〇一 〇〇六二〇	(変更前) 株式会社東京義髪整形 高松営業所 高松市寿町二一四一一八協豊ビル三F (変更後) 株式会社東京義髪整形 高松営業所 高松市天神前五番一八号ルモンド田中ビル二F	株式会社東京義髪整形 代表取締役 中山泰輔 東京都台東区根岸三丁目一三番八号	〃	福祉用具 貸与
三七七〇一 〇一六一〇	(変更前) ゆらり訪問介護サービス	株式会社ヒュウイット 代表取締役 西野亮 徳島県徳島市藍場町一	平成十六年 五月十日	訪問介護

三七七〇一 〇二三七八	(変更前) 虹彩 高松市川島東町一七九〇番地三 (変更後) 有限会社エ・アロール 高松 高松市川島東町一七九〇番地三	有限会社エ・アロール 代表取締役 神崎喜久男 高松市川島東町一七九〇番地三	平成十六年 六月一日	〃
三七七〇一 〇二二三三	(変更前) パンドラ訪問介護サービス 高松市多賀町二丁目一七番一号 (変更後) こうみょうえヘルパー ステーション 高松市多賀町二丁目一七番一号	有限会社こうみょうえ 取締役 藤田裕幸 高松市多賀町二丁目一七番一号	平成十六年 六月三日	〃
三七七〇一 〇二二七六	(変更前) テンテンケアサービス 香川郡塩江町大字上西乙六八番地九 (変更後) テンテンケアサービス 香川郡塩江町大字上西乙二一一六番地二二六	テンテンケアサービス 有限会社 取締役 村井希代美 香川郡塩江町大字上西乙二一一六番地二二六	平成十六年 六月二十一日	〃



〇一四三八	ケアプランセンターみやけ 高松市番町一丁目一〇番一六号 (変更後) ケアプランセンターみやけ 高松市天神前五番五号	所 理事長 三宅信一郎 高松市番町一丁目一〇番一六号	八月一日	支援
三七七〇二 〇〇五二九	(変更前) どぎ介護ステーション 丸亀市土器町西四丁目二二番地三 (変更後) どぎ介護ステーション 丸亀市土器町西四丁目二四四番地	有会社ケア・ステーション 代表取締役 藤田由紀子 丸亀市土器町西四丁目二四四番地	〃	訪問介護 居宅介護 支援
三七七〇一 〇一七九二	(変更前) ふれあいサービス 高松市亀田町四四九番地五 (変更後) ふれあいサービス 木田郡三木町井戸一八九番地一	有会社ふれ愛 取締役 植田ミヨ子 木田郡三木町井戸一八九番地一	平成十六年 八月五日	〃
三七六〇一 九〇一〇二	(変更前) 訪問看護ステーションみやけ 高松市番町一丁目一〇番一六号 (変更後) 訪問看護ステーションみやけ 高松市天神前五番六号	財団法人三宅医学研究所 理事長 三宅信一郎 高松市番町一丁目一〇番一六号	平成十六年 八月十二日	訪問看護
三七七一三 〇〇四四三	(変更前) 松原病院居宅介護支援事業所 木田郡三木町池戸二二三六二番地 (変更後) 松原病院居宅介護支援事業所 木田郡三木町池戸三二二三番地一	医療法人社団讃陽堂松原病院 理事長 松原奎一 木田郡三木町池戸三二二三番地一	平成十六年 八月十六日	居宅介護 支援
三七七一 〇〇六五二	(変更前) 有会社介護支援センターさぬき さぬき市大川町富田西一二七二番地四 (変更後) 有会社介護支援センターさぬき さぬき市大川町富田西一二七二番地四	有会社介護支援センターさぬき さぬき市大川町富田西一二七二番地四	平成十六年 八月二十三日	訪問介護 居宅介護 支援
三七七一五 〇〇七二九	(変更前) JA香川県介護サービスあんしん館 綾歌郡飯山町下法軍寺五四五番地一 (変更後) JA香川県介護サービスあんしん館 綾歌郡飯山町下法軍寺六七六番地三	香川県農業協同組合 代表理事 遠山建治 高松市寿町一丁目三番六号	平成十六年 八月二十六日	福祉用具 貸与
三七七一五 〇〇五二三	(変更前) 有会社新星運輸 綾歌郡国分寺町新名一	有会社新星運輸 代表取締役 新田勝博 綾歌郡国分寺町新名一	平成十六年 九月一日	〃

<p>二四〇番地八 (変更後) 有限会社新星運輸 綾歌郡国分寺町国分五 一六一五</p>	<p>二四〇番地八</p>	<p>平成十六年 十月一日</p>	<p>〃</p>
<p>三七七〇一 〇二〇六三 (変更前) 香川三菱自動車販売株 式会社高松東営業所 高松市春日町一四九〇 (変更後) 福祉のもみじ館高松東 店 高松市春日町一四九〇</p>	<p>香川三菱自動車販売株 式会社 代表取締役 浅見英三 高松市観光通二丁目八 番二四号</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>
<p>三七七〇一 〇二〇七一 (変更前) 香川三菱自動車販売株 式会社 高松市観光通二丁目八 番二四号 (変更後) 福祉のもみじ館高松店 高松市観光通二丁目八 番二四号</p>	<p>香川三菱自動車販売株 式会社 代表取締役 浅見英三 高松市観光通二丁目八 番二四号</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>
<p>三七七〇三 〇〇五二七 (変更前) 香川三菱自動車販売株 式会社坂出営業所 坂出市西庄町一〇六三 一 (変更後) 福祉のもみじ館坂出店 坂出市西庄町一〇六三 一</p>	<p>香川三菱自動車販売株 式会社 代表取締役 浅見英三 高松市観光通二丁目八 番二四号</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>
<p>三七七〇五 〇〇三一六 (変更前) 香川三菱自動車販売株 式会社</p>	<p>香川三菱自動車販売株 式会社</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>

  

<p>三七七一四 〇〇三〇〇 (変更前) 香川三菱自動車販売株 式会社空港通り営業所 香川郡香川町大野一〇 〇六一五 (変更後) 福祉のもみじ館空港通 り店 香川郡香川町大野一〇 〇六一五</p>	<p>香川三菱自動車販売株 式会社 代表取締役 浅見英三 高松市観光通二丁目八 番二四号</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>
<p>三七七一五 〇〇六〇四 (変更前) 香川三菱自動車販売株 式会社丸亀東営業所 綾歌郡宇多津町東分三 〇二一一 (変更後) 福祉のもみじ館丸亀東 店 綾歌郡宇多津町東分三 〇二一一</p>	<p>香川三菱自動車販売株 式会社 代表取締役 浅見英三 高松市観光通二丁目八 番二四号</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>
<p>三七七一六 〇〇六〇二 (変更前) 香川三菱自動車販売株 式会社金比羅営業所 仲多度郡琴平町榎井四 九七一</p>	<p>香川三菱自動車販売株 式会社 代表取締役 浅見英三 高松市観光通二丁目八 番二四号</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>

三七一〇五 一〇九四六	(変更前) 医療法人社団健成会 田病院 観音寺市観音寺町甲五 〇五番地 (変更後)	医療法人社団健成会 理事長 河田周三 観音寺市茂木町五丁目 五番三二号	平成十六年 十一月十五日	介護療養 型医療施 設 短期入所 療養介護
三七七一三 〇〇三二八	(変更前) 医療法人社団一真会ケ アプランセンターまご ころ 木田郡三木町大字井戸 五二六番地一 (変更後)	医療法人社団一真会 理事長 川人幹也 木田郡三木町大字井戸 五二六番地一	平成十六年 十一月一日	〃
三七七〇五 〇〇〇六八	(変更前) 居宅介護支援事業所ハ ートフルケア 観音寺市観音寺町甲三 一一二番地一 (変更後) 居宅介護支援事業所ハ ートフルケア 観音寺市観音寺町甲三 三二六番地	株式会社ハートフルケ ア 代表取締役 長崎充 観音寺市観音寺町甲三 一一二番地一	平成十六年 十月二十一日	居宅介護 支援
	(変更後) 福祉のみじ館金比羅 店 仲多度郡琴平町榎井四 九七一			

●香川県告示第六十六号

三七七〇七 〇〇〇六四	(変更前) 指定訪問介護事業所み なみ 東かがわ市横内六二五 番地一 (変更後) 指定訪問介護事業所み なみ 東かがわ市横内三〇四 番地五	有限会社東かがわ福祉 会 代表取締役 南原茂夫 東かがわ市横内六二五 番地一	平成十六年 十二月二十 一日	訪問介護
三七七〇七 〇〇〇七二	(変更前) 指定居宅介護支援事業 所みなみ 東かがわ市横内六二五 番地一 (変更後) 指定居宅介護支援事業 所みなみ 東かがわ市横内三〇四 番地五	有限会社東かがわ福祉 会 代表取締役 南原茂夫 東かがわ市横内六二五 番地一	〃	居宅介護 支援
三七七〇七 〇〇〇五六	(変更前) 福栄なごみの里 東かがわ市与田山四〇 八番地八 (変更後) 福栄なごみの里 東かがわ市西山八五一 番地一	特定非営利活動法人福 栄なごみの会 理事 松下和子 東かがわ市与田山四〇 八番地八	平成十六年 十二月一日	訪問介護 通所介護
	医療法人社団健成会河 田病院 観音寺市茂木町五丁目 五番三二号			

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条及び第八十二条の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者から事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成十七年二月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

三七七〇五 〇〇三七三	開発リネンサプライ 観音寺市瀬戸町三丁目 一番三二号	指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	開発興業株式会社 代表取締役 大久保直温 高松市丸の内一番一〇号	平成十六年 三月三十一日	福祉用具 貸与
三七七〇三 〇〇三九四	有限会社アカシア 坂出市本町二丁目九番 一九号	有限会社アカシア 代表取締役 赤石孝 坂出市本町二丁目九番 一九号	有限会社アカシア 代表取締役 赤石孝 坂出市本町二丁目九番 一九号	平成十六年 四月三十日	〃
三七七二四 〇〇一八五	有限会社宮井商店 香川郡香川町大字川東 上一七五二番地一	有限会社宮井商店 代表取締役 宮井照子 香川郡香川町大字川東 上一七五二番地一	有限会社宮井商店 代表取締役 宮井照子 香川郡香川町大字川東 上一七五二番地一	平成十六年 五月二十五日	〃
三七七〇一 〇〇〇五九	サンサン 高松市松福町二丁目一 二番一三三号	特定非営利活動法人香川県ボランティア協会 会長 小島克己 高松市松福町二丁目一 二番一三三号	特定非営利活動法人香川県ボランティア協会 会長 小島克己 高松市松福町二丁目一 二番一三三号	平成十六年 五月三十一日	訪問介護 居宅介護 支援
三七七〇六 〇〇〇四一	さぬき市社会福祉協議 会寒川支所 さぬき市寒川町石田東 甲九三一	社会福祉法人さぬき市 社会福祉協議会 理事 十川昭五 さぬき市長尾東八八八	社会福祉法人さぬき市 社会福祉協議会 理事 十川昭五 さぬき市長尾東八八八	〃	訪問介護

三七七〇一 〇二六〇〇	有限会社ケアセンター 風生 高松市御厩町六四九番 地	有限会社ケアセンター 風生 代表取締役 井村艶子 高松市御厩町六四九番 地	有限会社ケアセンター 風生 代表取締役 井村艶子 高松市御厩町六四九番 地	平成十六年 六月三十日	訪問介護 居宅介護 支援
三七七〇五 〇〇三八一	ケアセンター風生観音 寺 観音寺市瀬戸町三丁目 二一四	有限会社ケアセンター 風生 代表取締役 井村艶子 高松市御厩町六四九番 地	有限会社ケアセンター 風生 代表取締役 井村艶子 高松市御厩町六四九番 地	〃	訪問介護
三七一〇一 一八二〇三	財団法人三宅医学研究 所附属三宅病院 高松市天神前五一六	財団法人三宅医学研究 所 理事長 三宅信一郎 高松市番町一丁目一〇 番一六号	財団法人三宅医学研究 所 理事長 三宅信一郎 高松市番町一丁目一〇 番一六号	平成十六年 七月三十一日	通所リハ ビリテー ション
三七七二二 〇〇二〇五	株式会社坂手屋商店 小豆郡内海町苗羽甲八 八番地一	株式会社坂手屋商店 代表取締役 長谷川好 徹 小豆郡内海町苗羽甲八 八番地一	株式会社坂手屋商店 代表取締役 長谷川好 徹 小豆郡内海町苗羽甲八 八番地一	〃	福祉用具 貸与
三七一〇二 一一五二九	医療法人社団賢仁会岩 本病院 丸亀市郡家町二四八六 番地五	医療法人社団健仁会 理事長 岩本政仁 丸亀市郡家町二四八六 番地五	医療法人社団健仁会 理事長 岩本政仁 丸亀市郡家町二四八六 番地五	平成十六年 八月一日	短期入所 療養介護
三七一一三 一〇五五一	医療法人社団讃陽堂松 原病院 木田郡三木町大字池戸 二二六二番地	医療法人社団讃陽堂 理事長 松原奎一 木田郡三木町大字池戸 二二六二番地	医療法人社団讃陽堂 理事長 松原奎一 木田郡三木町大字池戸 二二六二番地	平成十六年 八月十五日	通所リハ ビリテー ション
三七七〇一 〇二四七七	阿部内科クリニック居 宅介護支援事業所	医療法人社団阿部内科 クリニック	医療法人社団阿部内科 クリニック	平成十六年 八月三十一日	居宅介護 支援

三七七〇三 〇〇三七八	グループホーム峠の家 きやま 坂出市川津町二〇〇一 番地一	社会福祉法人敬世会 理事長 永井弘 坂出市川津町一九八六 番地二二	〃	痴呆対応 型共同生 活介護
三七七〇五 〇〇二三三	株式会社コムスン観音 寺ケアセンター 観音寺市観音寺町甲一 五三五―六 九十九ビ ル二〇一号	株式会社コムスン 代表取締役 折口雅博 東京都港区六本木六丁 目一〇番一―号六本木ヒ ルズ森タワー	〃	福祉用具 貸与
三七七一五 〇〇五八八	株式会社コムスン国分 寺町ケアセンター 綾歌郡国分寺町新居一 七九二―一―東城ビル2 F B号	株式会社コムスン 代表取締役 折口雅博 東京都港区六本木六丁 目一〇番一―号六本木ヒ ルズ森タワー	〃	居宅介護 支援
三七七一七 〇〇七五八	せとうち福祉サービス 三豊事業所 三豊郡高瀬町大字下勝 間一六八一―一	株式会社せとうち福祉 サービス 代表取締役 松田幸一 三豊郡詫間町大字詫間 五八一―番地一―	平成十六年 九月十四日	〃
三七七一三 〇〇〇二一	株式会社大起エンゼル ヘルプ香川営業所 木田郡三木町井戸四五 六二番地五	株式会社大起エンゼル ヘルプ 代表取締役 小林義男 東京都荒川区町屋五丁 目一〇番九号	平成十六年 九月三十日	訪問入浴 介護
三七六〇一 九〇〇二九	訪問看護ステーション ひまわり 高松市栗林町一丁目八 ―八	香川医療生活協同組合 理事長 梶義照 高松市栗林町一丁目三 番二四号	平成十六年 十月一日	居宅介護 支援

三七七〇一 〇二七一七	愛ブリッジ 高松市室新町一〇七〇 番地一	有限会社愛ブリッジ 取締役 川田仁美 高松市室新町一〇七〇 番地一	平成十六年 十月十三日	訪問介護
三七七〇一 〇〇九六八	かしむら内科医院通所 リハビリテーション施 設 高松市多肥上町七一八 番地一	榎村照典 高松市多肥上町七一八 番地一	平成十六年 十月二十日	通所リハ ビリテー ション
三七七一五 一〇七一三	医療法人社団準星会山 下病院 綾歌郡国分寺町国分二 一五五番地三	医療法人社団準星会 理事長 三橋康彦 綾歌郡国分寺町国分二 一五五番地三	平成十六年 十月二十一日	短期入所 療養介護
三七六〇一 九〇一一〇	指定訪問看護ステーション あすか高松 高松市伏石町一二三〇 番地一	株式会社アイ・ディー ・エム 代表取締役 阪本謙一 高松市桜町一丁目三六 一―番地四	平成十六年 十一月三十日	訪問看護
三七六一六 九〇〇五〇	訪問看護ステーション さくら 仲多度郡仲南町十郷宮 田谷三八五―一	医療法人社団小国医院 理事長 小国正夫 仲多度郡満濃町大字四 條七七七番地	〃	〃
三七七〇二 〇〇二六三	丸亀訪問入浴サービス 丸亀市今津町二一九番 地二	社会福祉法人鶴足津福 祉会 理事長 小松守 綾歌郡宇多津町浜五番 丁五三番地一―	平成十六年 十二月一日	訪問入浴 介護

●香川県告示第六十七号  
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十三条の規定により、指定介護療養型医療施設から指定の辞退について次のとおり届出があった。  
平成十七年二月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険 事業所番号	事業所の名称 及び所在地	申請者の名称、代表者 の氏名及び主たる 事務所の所在地	辞退年月日	サービス の種類
三七一〇一 一七六三五	斉藤病院 高松市花園町一丁目六 番八号	斉藤寛英 高松市花園町一丁目六 番八号	平成十六年 八月三十一 日	介護療養 型医療施 設
三七一一五 一〇七一一三	医療法人社団準星会山 下医院 綾歌郡国分寺町国分二 一五五番地三	医療法人社団準星会 理事長 三橋康彦 綾歌郡国分寺町国分二 一五五番地三	平成十六年 十月十五日	〃
三七一〇二 一一五二九	医療法人社団健仁会岩 本病院 丸亀市郡家町二四八六 番地五	医療法人社団健仁会 理事長 岩本政仁 丸亀市郡家町二四八六 番地五	平成十六年 十二月一日	〃

●香川県告示第六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年二月四日から同月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年二月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 石田東志度線（百四十一号）
- 三 道路の区域

区 間	変更 前後別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
さぬき市造田乙井字内間四二〇番 三地先から	前	一三・〇 ） 一七・〇	三四	自転車歩行者 道新設工事に伴う 道路幅

さぬき市造田乙井字内間四一九番 二地先まで	後	一七・〇 ） 四〇・〇	三四	
--------------------------	---	-------------------	----	--

●香川県告示第六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年二月四日から同月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年二月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 川津丸亀線（百九十三号）
- 三 道路の区域

区 間	変更 前後別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
坂出市川津町中原東三六八三番一 地先から	前	一〇・〇 ） 一二・〇	七五	高松自動車 道との道路 管理区分の 変更
坂出市川津町中塚四四八九番五地 先まで	後	一三・〇 ） 一四・〇	七五	

四 供用開始の期日 平成十七年二月四日

●香川県告示第七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年二月四日から同月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年二月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 綾南国分寺線（百八十三号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
綾歌郡綾南町大字陶字北山田東一 三八二番三地先から 綾歌郡綾南町大字陶字北山田東一 三八二番三地先まで	九・五	九・五	一四	一四	高松自動車 道との道路 管理区分の 変更
	九・五	一五・二			

四 供用開始の期日 平成十七年二月四日

●香川県告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年二月四日から同月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年二月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 綾南府中線（百八十四号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
坂出市府中町字川西三七八四番四 地先から 坂出市府中町字川西三七四五番四 地先まで	八・〇	二七・〇	一五七	一五七	高松自動車 道との道路 管理区分の 変更
	二七・〇	二四・〇			

四 供用開始の期日 平成十七年二月四日

●香川県告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年二月四日から同月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年二月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 府中琴南線（十七号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
坂出市府中町字鷺の山一六七七番 九地先から 坂出市府中町字鷺の山一六七七番 二九地先まで	一〇・〇	一四・〇	七〇	七〇	高松自動車 道との道路 管理区分の 変更
	一八・〇	一五・〇			

四 供用開始の期日 平成十七年二月四日

●香川県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年二月四日から同月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年二月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 国分寺琴南線（三十九号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		備 考	
	前後別	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)
綾歌郡国分寺町大字福家字中代甲 二六二六番一地从先から 綾歌郡国分寺町大字福家字中代甲 二五二八番一地从先まで	前	一〇・五 ） 一三・六	一一〇	高松自動車 道との道路 管理区分の 変更
	後	一三・四 ） 一八・七	一一〇	

四 供用開始の期日 平成十七年二月四日

●香川県告示第七十四号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により国土交通大臣が指定した基幹的な町道の改築工事を次のとおり完了するので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）第七条第二項の規定により告示する。

平成十七年二月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

路線名	工事 区 間	工事の 種 類	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	工事の 完了の日
大川山線	仲多度郡琴南町中通字奥 橋谷一〇八九番地四二地 先から 仲多度郡琴南町中通字奥 橋谷一〇八九番地二五五 地先まで	改築	五・〇 ） 五三・二	六六〇	平成十七年 二月四日

公 告

●香川県公告第六十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年三月二十六日まで縦覧に供する。

平成十七年二月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申請のあった年月日  
平成十七年一月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人香川人権研究所  
高野 眞澄  
丸亀市川西町南七一五番地一号
- 三 定款に記載された目的  
本研究所は、部落差別をはじめ、あらゆる差別的撤廃をはかるため、歴史、社会、経済、法律、文化、教育、運動に関する調査、研究並びに教育・啓発活動を実施するとともに会員相互の研修を行ない、もってこれらの問題の速やかな解決に寄与することを目的とする。

●香川県公告第六十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。ただし、特定計量器検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項第一号から第五号までに該当する特定計量器の定期検査については、平成十七年七月一日から同年八月三十一日までの間に、当該特定計量器の所在の場所で実施する。

平成十七年二月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 定期検査の対象となる特定計量器

非自動ばかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

二 定期検査を行う区域、期日及び場所  
別表のとおり

## 別 表

検 査 区 域	検 査 日 時		検 査 場 所
	日	時	
豊 浜 町	4月12日(火)	10:00~11:30	豊浜町南部集会所
		13:00~14:30	豊浜町西部集会所
	4月13日(水)	10:00~14:30	豊浜町役場
大 野 原 町	4月14日(木)	10:00~14:30	大野原町中央集会場
	4月15日(金)	10:00~14:30	大野原町中央集会場
豊 中 町	4月19日(火)	10:00~14:30	豊中町農村環境改善センター
	4月20日(水)	10:00~14:00	豊中町農村環境改善センター
詫 間 町	4月21日(木)	10:00~14:30	詫間町役場
	4月22日(金)	10:00~14:30	詫間町役場
	4月25日(月)	10:00~14:30	詫間町役場
	4月26日(火)	11:00~12:00	詫間町役場栗島支所
仁 尾 町	5月10日(火)	10:00~14:30	仁尾町総合福祉会館
	5月11日(水)	10:00~14:30	仁尾町総合福祉会館
三 野 町	5月12日(木)	10:00~14:30	三野町役場
山 本 町	5月13日(金)	10:00~14:30	山本町農村環境改善センター
財 田 町	5月16日(月)	10:00~14:30	財田町役場
高 瀬 町	5月17日(火)	10:00~14:30	高瀬町農業構造改善センター
	5月18日(水)	10:00~14:30	高瀬町農業構造改善センター
三豊郡全域(再検査)	5月23日(月)	10:00~12:00	高瀬町役場

●香川県公告第六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年一月十八日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年二月十日から同年三月二日まで縦覧に供する。

平成十七年二月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
琴平町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 五条地区	琴平町農政課
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 西甲座地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 構造改善地区	〃

●香川県公告第六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、坂出市松山土地改良区が土地改良事業（基盤整備促進事業（農道整備事業） 松山中村地区）計画を変更することについて平成十七年一月十二日適当と決定した。

その関係書類を坂出市環境経済部農林水産課において平成十七年二月十日から同年三月二日まで縦覧に供する。

平成十七年二月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、高松市西植田土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業大石地区）を行うことについて平成十七年一月十九日認可した。

平成十七年二月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、さぬき市寒川土地改良区から役員（の）の退任について次のとおり届出があった。

平成十七年二月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類 氏名 住所 退任年月日

理事 杉浦 弘 さぬき市寒川町石田東甲一〇一七番地 平成一六、一一、一

●香川県公告第六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、高松市三谷土地改良区から役員（の）の退任について次のとおり届出があった。

平成十七年二月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類 氏名 住所 退任年月日

理事 鎌野 正清 高松市三谷町一六五八番地五 平成一六、一一、三一

●香川県公告第六十七号

高松広域都市計画事業高松港頭土地地区画整理事業施行条例（平成五年香川県条例第三号）第七条第二項の規定により随意契約による保留地の処分をするので、高松広域都市計画事業高松港頭土地地区画整理事業の保留地の処分に関する規則（平成八年香川県規則第五十九号。以下「規則」という。）第二十四条の二の規定により次のとおり公告する。

平成十七年二月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 処分する保留地の位置、地積及び処分価格

1(一) 位置 高松市西の丸町一八番二(二二―二街区六画地)

香川県土木部都市計画課に備え置く図面表示のとおり

(二) 地積 一四七・一八平方メートル

- (三) 処分価格 四四、一五四、〇〇〇円
  - 2 (一) 位置 高松市錦町一丁目二三番三(二五街区一―一画地)  
香川県土木部都市計画課に備え置く図面表示のとおり
  - (二) 地積 二八八・九四平方メートル
  - (三) 処分価格 四五、三六三、五八〇円
  - 3 (一) 位置 高松市錦町二丁目一番二(二六街区一―一画地)  
香川県土木部都市計画課に備え置く図面表示のとおり
  - (二) 地積 四〇六・二五平方メートル
  - (三) 処分価格 六四、五九三、七五〇円
  - 4 (一) 位置 高松市錦町二丁目一番一三(二六街区一―二画地)  
香川県土木部都市計画課に備え置く図面表示のとおり
  - (二) 地積 二〇二・二九平方メートル
  - (三) 処分価格 三〇、一四一、二一〇円
  - 5 (一) 位置 高松市錦町二丁目一番一七(二六街区一―六画地)  
香川県土木部都市計画課に備え置く図面表示のとおり
  - (二) 地積 三一四・二二平方メートル
  - (三) 処分価格 四六、八一八、七八〇円
  - 6 (一) 位置 高松市錦町二丁目一番一(二六街区一―七画地)  
香川県土木部都市計画課に備え置く図面表示のとおり
  - (二) 地積 三三九・一四平方メートル
  - (三) 処分価格 五二、九〇五、八四〇円
- 二 処分する保留地の買受けの申出ができる期間  
平成十七年二月四日(金曜日)から平成十七年二月十八日(金曜日)(郵便等による送付により提出する場合は、同日までに必着のこと。)
- 三 随意契約の相手方の資格に関する事項
- 1 次に掲げる者は、随意契約の相手方となることができず。
- (一) 契約を締結する能力を有しない者
  - (二) 破産者で復権を得ない者
  - (三) 規則第二条第二項の規定に該当する者

- 2 当該保留地の使用又は収益を開始することができる日から三年以内に土地の利用を図ることができる者として認められる者でなければ、随意契約の相手方となることできない。
- 四 保留地買受申出書の提出先及び受付時間
- 1 提出先  
郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県土木部都市計画課 電話番号〇八七―八三二―三六〇〇
  - 2 受付時間  
午前八時三十分から午後五時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。
- 五 随意契約の相手方の決定
- 随意契約の相手方は、規則第二十六条第一項に規定する者の意見を聴いて、知事が決定する。この場合において、一つの保留地に二人以上の者から買受けの申出があったときは、次に掲げる者を優先する。
- 1 当該保留地を含む複数の保留地を一体として利用する者
  - 2 一の1に掲げる保留地については、公告日現在においてサンポート高松総合整備事業区域内に土地所有権、借地権又は賃借権を有すると認められる者
- 六 保留地買受申出書に添付する書類
- 1 申出者が個人である場合にあつては、本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び東京法務局の発行する成年後見登記制度における登記事項証明書
  - 2 申出者が法人である場合にあつては、法人の所在地の法務局登記官が発行する資格証明書(法人の名称及び代表者の職氏名を証明したもの)
  - 3 印鑑証明書
  - 4 土地利用計画書
  - 5 一の1に掲げる保留地については、五の2に掲げる権利を有することを証する書類
- 香川県公告第六十八号
- 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。
- 平成十七年二月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丸亀市三条町字中村五四九―一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

丸亀市土器町西五丁目四一 西讃開発株式会社 代表取締役 石塚勤

●香川県公告第六十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。  
平成十七年二月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

綾歌郡国分寺町新居字本村五一六―二の一部、五一六―四、五一九―一、五一九―二

の一部、五一九―三の一部及び五二〇―一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

綾歌郡国分寺町新居五三九 美馬恒市

●香川県公告第七十号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。  
平成十七年二月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丸亀市三条町字中村五四九―一

二 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

1 道路

道路（有効幅員五・〇〇メートル、延長二九・一五メートル）

丸亀市三条町字中村五四九―一の一部

道路（有効幅員四・〇〇メートル、延長一五・〇〇メートル）

丸亀市三条町字中村五四九―一の一部

2 排水施設

排水管（直径二五〇ミリメートル、延長三一・四五メートル）

丸亀市三条町字中村五四九―一の一部及び同地先市道

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

丸亀市土器町西五丁目四一 西讃開発株式会社 代表取締役 石塚勤

●香川県公告第七十一号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。  
平成十七年二月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

綾歌郡国分寺町新居字本村五一六―二の一部、五一六―四、五一九―一、五一九―二

の一部、五一九―三の一部及び五二〇―一

二 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

1 道路

道路（有効幅員四・〇〇メートル、延長一五・九三メートル）

綾歌郡国分寺町新居字本村五一六―二の一部、五一六―四、五一九―一の一部及び

五一九―三の一部

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

綾歌郡国分寺町新居五三九 美馬恒市

平成十七年二月四日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度72%再生紙を使用しています